

介護保険はみんなで支えあう制度です

① 介護保険制度について

介護保険制度は、40歳以上の方全員が被保険者（保険加入者）となって保険料を納め、介護が必要と認定された時、費用の一部（原則1割）を支払って、介護サービスを利用する制度です。



◆要介護の認定が必要です。

介護サービスを利用するときは、要介護状態または要支援状態の認定を受けるために、町に要介護認定の申請を行なう必要があります。（40歳から64歳までの方は、脳血管疾患など20の特定疾病が原因となって、介護が必要であると認定された方以外は、対象となりません。）

② 介護保険料について

それぞれの区分に応じて保険料が算定されます。

◎40歳から64歳までの方（第2号被保険者）

所得によって異なり、加入している医療保険料と合わせて納めていただきます。

区分	保険料の決め方	保険料の納め方	納期
国民健康保険に加入している方	保険料は国民健康保険税の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。 介護保険分（限度額16万円）＝所得割十均等割 ※詳しくは、町民課税務係☎②2112へ	町から送付する納付書で医療保険分とあわせて世帯主が納めます。	4月～1月（10期）
職場の医療保険に加入している方	介護保険料＝給与および賞与×介護保険料率	医療保険分とあわせて給与及び賞与から差し引かれます。	毎月（12回）

◎65歳以上の方（第1号被保険者）

介護保険は3年ごとに保険料の見直しをおこなっています。保険料の額は、3年間（平成27年度～平成29年度）に提供される介護サービスの費用の見込に基づき、保険給付に要する費用の約20%を65歳以上の方の人数で割り返した額を保険料基準額（年額）としています。

